

琴浦町行政視察受入れに関する要綱

令和元年6月12日

訓令第7号

(目的)

第1条 この要綱は、琴浦町が行政視察(以下「視察」という。)を受け入れ、保有する行政情報を提供する際の費用徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事務分担)

第2条 視察の受付に関する事務及び視察の対応は、当該視察の目的事項を所管する課等(以下「所管課」という。)において行うものとする。

(視察の申込)

第3条 視察を希望する者(以下「視察者」という。)は、行政視察申請書(様式第1号)又は町長が別に定める方法により申請するものとする。

2 視察者は前項の申請を視察希望日の1箇月前までに行うものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(受付)

第4条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、受入れの可否について行政視察決定通知書(様式第2号)により、視察者に通知する。

2 所管課は、円滑な視察を行うため、必要な事項について視察者と事前に調整を図るものとする。

(視察費等の徴収)

第5条 町長は、視察にかかる資料代等に係る経費(以下「視察費」という。)として、視察者1人当たり3,000円を徴収する。ただし、視察の過程において有料施設入館料等が発生した場合の費用については、視察者が別に負担するものとする。

(免除)

第6条 町長が特に必要と認めるときは、前条の規定による視察費を免除することができる。

(徴収方法等)

第7条 視察費は、町が発行する納入通知書により前納するものとする。ただし、町長が特に特別な事由があると認めるときは、この限りではない。

2 前項の規定により前納した視察費は、原則これを還付しない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和元年6月12日から施行する。